

FAXで寄せられた畳類公正競争規約案及び
畳類公正競争規約検討状況説明会に関する
主な質問・意見について

1 回答数

| | |
|---------|-------|
| FAX送信者数 | 73 名 |
| 意見・質問数 | 177 件 |

2 FAXIによる主な意見・質問について

次ページ以降のとおり。

①公正競争規約の影響範囲

何件かの畳屋さんなどと話していると、規約の運用可能範囲についてかなり誤解があるようです。(もともと、私が誤解しているのかもしれませんが)

その誤解とは、おおよそ次の様なものです。

「公正競争規約は、法律と同じなので参加・不参加にかかわらず強制力を持つ」

「法律ではないにしろ、違反の判断には規約が忖度されるので、影響は大きい」

- 1 宮城県 これら二つは、景品表示法や各法律の判断を越えて規制できるかの様な誤解の元になっています。法律の範疇で規約が作られ、具体的な判定例を作る分にはその運用に見える場合がありますが、例えば「表示をしない」ということは、不参加者にとって何一つ法的な問題でもありません。が、規約側では「表示する」ことを前提にしています。
この場合、「表示をしない」業者に対して、何らかの処罰を与えることが出来ると考えてますか？

もし、前述の二つの様な解釈が誤解であるならば、早急に明確な線引きを周知するべきと考えます。

- 2 兵庫県 化学表(ダイケン、セキスイ他)は現在でもハウスメーカー等でスペックインしてる場合も多々あり、今後も増える可能性が多い。いぐさの畳表は(公正マークを)発行して、化学表は対象外としては現場の混乱が予想され、化学表も表示の対象として欲しい。

- 3 東京都 表示対象に関し、化学表、和紙表も対象とする検討を進めて欲しい。

- 4 東京都 化学表、和紙表も表示対象としていくため、化学表、和紙表のJIS化を進めて欲しい。

- 5 徳島県 1、「規約に基づく行為の独占禁止法の適用除外」とありますが、現在検討中の和紙表が表示対象と認められた場合、和紙表の販売自体が独占禁止法の適用除外(自由競争)となるのでしょうか？

- 6 福岡県 (規約成立当初から)化学表を表示対象としないなら、(規約そのものに)反対。

消費者が表示に求めるものをもっと研究するべきである。

情報過多の時代にあつて、消費者はすべての情報をすべて知りたいと思っているわけではない。危険であったり、注意しなければならぬ事項についての表示が最低限必要なことであつて、現在進行している規約の表示には業界都合としか思えないものになっている。

業界人全員が私利私欲、各団体の利益不利益にとらわれず、もっと真剣に未来の畳業界を考えてほしい。

7

※国産表、中国表、の区別も大事だが和紙などの化学表は、急成長している背景も考慮し、いぐさ・和紙・PPのような簡単な表記からスタートし、徐々に変化させていけばいいのではないだろうか。たくさん情報を管理しながら表記していくことが必要ではあるが、実効性の難しいものを一度にスタートさせるのはかなり難しいと思われる。ごく単純なトレースと表示でスタートし、全体に浸透させてから数年をかけより良いシステムに移行していく事がのぞましい。

- 8 兵庫県 現在、JIS規格では厚みにより、55~60mmは「畳」、15~55mmは「畳様のもの」との記載になっている。ただ、現在UR等でも15mmを採用している話もあり、これを機に15~55mmの薄い畳も「畳」として標記できるように、関係省庁へ働きかけて欲しい。

- 9 徳島県 現在多くのフローリング材が13mmでありそれにともない13mmの薄畳も相当数流通していますので表示対象は畳の厚み13mm以上としていただきたいと思います。

- 10 岡山県 1. 畳の定義~「畳」「畳様のもの」等の区分の妥当性

①15ミリ未満のものは規約の対象外(協議会での管理の対象外)と理解してよいのか？

- 11 岡山県 1. 畳の定義~「畳」「畳様のもの」等の区分の妥当性

②55ミリ以上・未満で分けしなげらも、商品説明書には記載が不要となっているのは一貫性がない。

→消費者にとっては理解しにくい、意味のない区分と思われる。であればJIS規格がどうであれ、畳の定義は厚さの上限・下限のみを設定してたほうが分かりやすい。

- 12 岡山県 1. 畳の定義~「畳」「畳様のもの」等の区分の妥当性

③置き畳は畳の定義から外れるという理解でよいか。そうであれば、規約に明記してほしい。

公正競争規約を進めるにあたって畳の定義を

① 部屋の寸法に沿って敷き詰めかつ一枚の畳の四方がきれいに包み込んであるもの

② 畳の表替えができるもの

- 13 岡山県 としてください

畳の定義は大原則であり、その商品の身分を保証するものと考えています
畳の厚さや使用する材料に左右されるものではありません。

- 14 福岡県 (表示に関し)畳表も花ござも同じ(に扱って欲しい)

- 15 まずは畳表だけの公正競争規約を行なった方が良いのではないのでしょうか
根本になる畳表の表示ができていれば、すべての問題が簡単に解決できると思います。
-
- 16 宮城県 畳表の表示だけでスタートさせればいいのでは・・・
-
- 17 岡山県 一般消費者が適切な商品選択を行なえるようにするため、正しい情報を提供するとなっておりますが、そうすると畳表・畳床以外の資材の情報も必要なのでは(畳ベリ・クッション・縁下紙・畳糸・PPシートなど)使う資材によって商品価値も違うと思うのですが。
-
- 18 畳床の表示について
わら床に使用されているわらに関して問題はないのか
とくに再生わら(古畳を解体したわら)の殺菌処理はどのようにしているのか畳床関係者に確認していただきたい。
どこでどのようにして使用されたかわからない畳から再生されたわらをリサイクルすると、いかにも省エネと言わんばかりに使用しているは、納得がいかない。消費者が知っていたら絶対に購入しないと思う。そんなものが使用されている畳が常識的に流通している業界自体に問題があるのではないか。
公正競争規約で消費者保護をうたうのであれば、再生わらの殺菌に関して明確な回答がほしい
-
- 19 徳島県 対象業者の項目④にも「材料商」「畳材メーカー」の追加してください(受注委託製造販売している現状があります)
-
- 20 最終販売者が責任を持って表示できる、または表示しやすい方法による規約の導入が必要だと思う。
-
- 21 山口県 不当表示を行う安売りチラシ業者を改善指導できるルールにして欲しい。でなければ、規約は無意味になると思う。ただ、安売りチラシ業者は協議会には参加しないのでは。
-
- 22 岡山県 11. いぐさ原草の取り扱い
JAでの取引以外に、生産農家から仲買人等を通して取引されているケースが多数である。中国産いぐさが国産いぐさに化けたり、JA以外での取引で熊本産いぐさが「産地:広島」「産地:高知」といった具合に産地偽装して最終的に表示される可能性を完全に排除できるように、実際の取引内容を吟味して規約を作成してほしい。
-
- 23 岡山県 ③ ネット上でもクリーンな畳とか健康畳とかを書いているが、これは使えるのか? 又は注意点があるのか?
-
- 24 福岡県 値段表示(二重価格の表示に用いる市価?)については、全国価格とし(、また該当品の品質規格を定め)ないと無理なのではないかと思う。
-
- 25 愛知県 P4-6二重価格の表示(第6条)
約15年前から従来の畳職人とは違う異業種?がチラシや、新聞一面等に私たちが作り売る自信も持っている市場価格、品質(表、床、縁)を含む。
※例 おすすめ品 畳表替 一畳 8000円 標準価格同等品と思わせる様なチラシ広告(2300~2700円)
呼んでみると、あれこれの話の中で最終的には一畳あたり10000円(諸経費含む)
結局「やっぱり畳は高い」「高くつく」という話を聞きます。
そして畳離れになっていく事になる。
2300円が10000円払う実態は 二重、三重価格?
10年来当組合が抱えている現実の問題です。お忙しいとは思いますが何かお返事をお待ちしています。
-
- 26 福岡県 国産・輸入畳表の出荷証明書の「経糸の種類」は、JAS法の表示と同じにした方が良い(現場の混乱防止のため)
-
- 27 長野県 畳表に関して、「国産」、「中国産」、「原草・中国/製織・国内」等の表示の義務化については、非常に良い。
-
- 28 熊本県 規約7:ロット枚数においては各流通、畳店等の(在庫、売却先複数)によって異なる。
-
- 29 山口県 畳表のランクや畳床のランクを業界としてきちんと定めるべき(例:牛肉のA5、A4等や国債格付のAAA、AA'等)
・格付け委員会を設け、基準地域や基準商品の卸価格等を基準に地域差を考慮してランク付けし、ランク表を業者や客に提示できるようにするのが望ましい。
-
- 30 東京都 国産畳表の出荷証明書について、生産者(畳表製織者名)に名前だけで無く、(JA組合員の)JAの登録番号や品格の記入欄も設けた方がよいのでは。

-
- ① 5頁の7畳類本体への表示事項の国産畳表・輸入畳表の表について
- ・両方とも同じ並びの配列にしていきたい。
 - ・輸入の場合のロット番号は、コンテナ番号と輸入された年月日の配列でよいのではないのでしょうか？
 - ・国産のロット番号の管理について現場では、天候による差替えが同じ農家の同じ織機においてかなりの割合で行われるため、真面目にやればやるほど大変な作業であることを理解していただきたい。(例: 同じ生産者から60枚口を3回購入しても天候の安定しないときは、晴天なものの曇りのもの雨のものをちよつとずつ差し替えて梱包を行います。ようするに、60枚口が揃っていると考えるのは理想的でほとんどの農家にはありえません)
 - ・表面加工とありますが、藁草の製織前の加湿の際に抗菌する場合があります。これは、表面だけではないので、言葉が適切ではないように思いますが、いかがでしょうか？
-

- 5ページ 7畳類本体への表示項目
等級の表示(消費者に分かり易い、公平な表示にしてほしい)
畳表: 国産畳表と輸入畳表のJAS表示あるものを含め、国産と輸入物と分けて、等級表示をしたらよいと思います。
- 例 イ草の長さ・目方で分ける
畳床: 稲わら床は、等級が必要だと思います。
国産わら100%・輸入わら使用比率など。
等級一覧表を消費者に渡すべきです。
- 32 東京都
-

- 33 福岡県 (畳表の)表示を必ずして欲しく、中国製も同じ(にして欲しい)
-

- 34 岡山県 2. 縦糸～現行の表現は業界用語であり、消費者向けの商品説明書には不適切
①「綿W」の「W」とは何か？英語の略なら「D」が適切。実際には「綿々」「麻々」がベター。
-

4. QRコード付タグ
35 岡山県 ①業界の専門的知識に偏り過ぎている。QRコードを読み込んだ場合にどのような内容が明記されているかを規約(もしくは施行規則)に盛り込むべき。タグの有無だけでは消費者や工務店は理解しにくい。
-

4. QRコード付タグ
36 岡山県 ②QRコード付タグの普及率は総需要の何%か？ほとんどの熊本が生産農家は裾物に関しては手間・コストからタグをつけていないのが実状。
-

4. QRコード付タグ
37 岡山県 ③QRコードの本来の趣旨と、熊本以外の産地や消費者を含めた業界全体のための協議会の規約とは、相容れないものがあると思う。
-

- 38 富山県 国産表の表示にQRコードが必要ですか？・又農家さんによっては名前を出さない人がいます。名前を出さない人は無しでいいのでしょうか
-

5. 畳表JAS格付の有無について
39 岡山県 ①消費者の一般的な理解として、JAS格付けの畳表は上級品という認識をもつが、実際はその逆。消費者を混乱させるのでは？
-

5. 畳表JAS格付の有無について
40 岡山県 ②JAS格付の畳表は必ず畳を敷きつめた後もシールが貼り付けられている。QRコード付タグとは異なり、途中で取り外すものではないので、商品説明書にわざわざ記載する必要はないのでは？
-

- 41 畳類本体への表示事項、表面加工について、有染土無染土は含まれないのでしょうか？
-

- 42 東京都 畳表の出荷証明書について、畳表輸入業者名には工場名(法人名?)と個人名のどちらを記入すれば良いのかわからない。出荷証明書は国産だけでいいのでは。
-

- 43 東京都 本規約による表示に従った場合、中国産いぐさで中国の染土を用いて染めた畳表は着色になるのか？また、中国産畳表の場合薬剤の使用の有無がわからないがどうすれば良いのか？
-

- 44 香川県 畳表の表示に関して中国ではなく 四川、寧波と書くべきだと思います
公共工事が安さだけで選ぶ向きにある事にも問題を感じています
-

- 取扱商品が中国からの輸入品が多い企業において、中国製、中国上海、寧波市より製造と謳っても、その信憑性は低いと思う。実は別の地方よりランダムにまじりあっている可能性もあるし誰が製造したのかも不透明であります。
- 45 防ダニ、防虫の薬剤等に関しても、絶対大丈夫とも記入しないし、どこで製造されたかも心配な点は多々あるように思います。
日本製、純国産等の商品は中国製品に比べれば、きちんとした事業者の住所、氏名、原材料等の明記もできると思われます。
-
3. 和紙表について
- 46 岡山県 ①ダイケンの和紙表は紙縀り状の段階で樹脂等でコーティングされていると聞かすが、これも表面加工として扱うべきでは？
-
3. 和紙表について
- 47 岡山県 ②和紙表の和紙は「機械漉き和紙」と表記すべきでは？
-
3. 和紙表について
- 48 岡山県 ③中国産の和紙表が少量ながら流通している。将来は流通量が増加することを前提としてルール作りをしてほしい。
-
- 49 化学表、和紙表、素材の中に含まれる物質は表示されるのでしょうか？
もし、室内で燃焼した場合、人体に影響はないでしょうか？
-
- 1級技能士の有無や品質管理責任者等の有無の記載に関し、
「案1・・・小規模店は資格者の記載欄有り、大規模店は資格者の記載欄無し」の書式にする」
「案2・・・資格者の記載欄を削除する」
ようにして欲しい。
(関西の)大規模店には、各店一人は1級技能士がいると考えられるが、10人に1人、場合によっては100人に1人しかいない場合でも“1級技能士が作りました”という表示ができるようにして欲しい。
- 50 兵庫県
-
- (自分は一級技能士保持者だが)商品適正表示に畳製作技能士の有無 又は 技能工程管理責任者の有無は関係ないので削除を希望する
- 51 島根県
-
- 畳製作技能士の有無・管理責任者資格の有無・JIS認証の有無 なくても良い
- 52 島根県
-
- 工務店等の下請業務の場合は、(品質より価格が求められ)単価が安いと、帳簿の記録や商品説明書の作成などの義務化は負担が重すぎる。まずは、客から直接受ける業務のみの義務化にして欲しい。
日産5～10畳程度の畳屋なら対応可能と思うが、日産40～50畳以上の畳屋では作業、経費的に厳しい。
- 53 石川県
-
- 畳に関する商品説明書の「製造者」欄に「製品の問合せ先」を追加するのはどうか。
- 54 福岡県
-
- ただ、畳表から加工して畳とすることを考えた場合、畳屋としての技術・知識等が不十分でも、規約さえ守れば公正マークを表示できることが疑問。粗悪品を作る業者も規約のみ守れば公正マークをつけることができ、結果的に粗悪品に公正マークがつくことになる。消費者保護の立場からみて問題ない畳屋かどうかを判断し、「良し」とした畳屋のみ公正マークを表示できるようにして欲しい。
- 55 長野県 例えば、「①全日畳加盟業者、②各都道府県組合加盟業者、③各都道府県組合が認めた業者、④JIS認定資格を有する業者」のいずれかをみたく加入条件にすれば、消費者保護をしつつ消費者庁のいう公平性も保てるのでは。
(1級技能士の有無や品質管理責任者等の表示に関しては、知識、技能をもち良心的な畳屋でも持っていない場合もあるので、反対が多いかと思う)
-
- 機械化が進んで安物の畳が多く作られるようになり、安価な仕事の仕様しか知らない畳屋が増えて、高級な材料を使用した高級畳の仕事が出来ない畳屋が増えて来ている現状に合わせた基準を作ってしまうと100年後の畳業界に憂いを残す事態になると危惧しています。
※畳の製作基準の厳格化。現在の規格に、総目乗り仕上げ(最低限中物畳は、上前、下前、目乗り仕上げ)畳表の貼り作業等を増やす。
※基準が厳しくなると、素人に畳製作をさせることは無理となり技能士が必要となる(1人の技能士が月産200枚程度として、製作枚数、後期に合わせた技能士の人数の確保を求める)
※最低限でも製作に関わった全員の氏名、資格の有無を記入する。
- 56 山口県
-
- 製造工程管理責任者??? これはいらない!!
- 57 宮城県
-
- イ草表での畳の場合、着色や防カビ等の二次加工がなされていない畳表の場合『未加工農産物』に分類されるつまりスイカやその他の野菜と同様に工業製品とは規格基準が違うと考えます
畳という製品に加工された場合その畳表の部分は自然のものとしての扱いであると思いますので、まばらに色があせる、色むらに見える、イ草に工業表の様な画一的な感じがないなど 今一般消費者からよせられる苦情に対し具体的な文章もしくは表現で免責事項を記載する必要があると思います
- 58 岡山県

- 私の個人的意見としては、「畳に関する商品説明書」にある「加工方法」のところを、もう少し細かく規定、細分化して欲しいと思います。「逢着・接着」の他にたとえば「手縫い仕上げ、一部手縫仕上・ノータッカー」等、加工の仕方にグレード、等級化する等。
- また、「畳製作技能の有無」も1級2級も加えていただきたい。技能士の地位向上という視点からも、もう少し議論していただきたいです。
-
- 60 P6: 畳に関する商品説明書は誰が作成するのか
畳表・畳床については全体を書いて選ぶ方式にしてほしいと思います。その他の欄を作って表面加工の有無、JAS格付けの有無は畳表の中に入れてほしいと思います。
-
- 61 ◎畳業者が送られてきた出荷証明書を兼ねた表示証を商品説明書に張りやすいようなるべく小さい表示証にしておいた方が望ましい。
-
- 62 ◎表示証下段に国産表・輸入表共、複数の業者を介した場合等の為、座版を押す欄を予備に作ってあるべきだ。
-
- 63 業界の一つの信用制度として、全国統一の「畳の納入に関する説明書」は必要と思う。ですから、全日畳のみで簡素な統一様式を作れば良い。
-
7. 「畳表の製織者又は輸入者の氏名又は名称」を商品説明書に記載
→出荷証明書にて畳店までは情報として流すのはかまわないが、商品説明書への記載は不適切。商品説明書への記載は取りやめてほしい。
その理由は:
- 64 ①畳表は切り物・長物で出荷されるが、畳工事の枚数や品質の問題で必ず半端な畳表がでてくる。一般的には色合わせを行って半端な畳表を使用しているが、その場合は商品説明書が複数必要となり、工務店・消費者に誤解を招く。
②産地問屋・輸入者・材料商の流通の段階でも、川下からの注文内容や品質によっては半端が必ず出てくる。これも破棄せず価格等の条件を落とすなどして販売しているが、上記①と同じ理由で取り扱いが難しくなる。
-
9. 商品説明書の記入項目の配置について
- 65 ①「畳店の情報、畳の製造に関する情報」を最初に記載し、次に「畳表に関する情報」「畳床に関する情報」の順に記載すべきである(→消費者目線)。
また、枠も一つにしたほうが分かりやすい。
-
16. 商品説明書のフォーマットについて
- 66 大手の畳店では、商品説明書の作成に関し電子化・自動化を進めると推測される。記載事項のみ規約を遵守する前提でフォーマットは作成者の裁量に任せてほしい。
-
- 67 畳に関する商品説明書については、工務店(元請)経由で販売する場合、工務店名と畳店名の両方の記入欄を設ければよいのでは
-
- 68 製造者は下請け(実際に仕事をした人)ですか?
仕事の元請(仕事はしてないが消費者と取引したもの)なのでしょうか?
-
- 69 ② 工務店等、見積もりを取らずに国産品を施主と約束した場合、価格的に無茶な場合はどうするのか? 相談や救済の窓口は設置しないのか?
-
- 解り易い表示に、解り易い言葉で周知徹底。
- 70 ①トレーサビリティの必要性はわかりますが、それには先ず、生産者(いぐさ農家)が畳表に一枚一枚QRタグや判子を必ず付けなければならないと思います。それから、消費者に提示する商品説明書には工務店、ハウスメーカー等の下請けを考慮し、記載欄を設けるべきである。
-
- ④表示を作成すること自体が現実的ではない
少なくとも全日畳の証紙は、畳の素材に関して簡単で明確な表示方法を提供しています。これを、全く別の管理方法をさせ、表示を作成させるのは意味があるでしょうか? また、その簡易な表示方法(証紙を貼ると言うこと)すら徹底できていない業界に、今回の表示は可能だと思いますか?
-
- 6/17の説明会に参加しました
我々零細家内工業には全く受け入れ難い内容でした
熊本の場合畳店の70~80%が夫婦二人又は一人で業務をこなしており 折り込みチラシや広告の余力もない状況です
- 72 今回の規約の内容及び出荷証明書の案も個人の畳店にとっては負担のみが増えメリットもほとんどないと思います それに将来は事務所ビルの話もありましたが人件費事務経費等の負担の問題もあり納得ができません
熊本では表にタグを入れて産地生産者名等を明示する方法が推進されていますのでこれを全産地で導入を検討されてはいかがですか
畳組合は現在証紙を推進しており全国的に展開されることを期待します

- 73 鹿児島県 ◎置業者に表示証の内容を転記させる考え方は全く言語道断で公正規約の趣旨から大きく外れた無責任な姿勢だ。なんとしても第一証明者の中身が一般ユーザーに見てもらってこそ消費者保護といえるのではないか。
- 74 宮崎県 消費者に提示する『置に関する商品説明書』は置店の事務的手続きを簡単にしてほしい。置表、置床の情報の転記はなくしてほしい。
置の証紙については一枚一枚に添付すべきである
- 75 徳島県 2、置表の現物で選んでもらう場合も、国産表・輸入表の口頭又は文章での説明は必要になるのでしょうか？
- 76 岡山県 8. 商品説明書を消費者との商談時に提示することは物理的に困難。商談時に顧客(消費者)に説明すべき項目のみをルール化するほうが現実的と思う。
- 77 岡山県 ① 見積り時に商品説明書に表のロット番号をいれるのか？
その場合その表がなくなった場合に他の同等品をつけても契約違反にならないのか？
- 78 福井県 住宅などの書類は出すことには賛成ですがアパート、マンションは誰が住むかもわからないので書類は必要ないと思います。
- 79 長野県 特定用語の「最高級品」、「高級品」等の仕分けは不十分
- 80 熊本県 特定用語の基準について個別品名の明記は必要なのか？その選定基準を詳しくお答え下さい。
③特定用語は必要でしょうか？
検査規格が基準として必要なのはよく分かりますが、それはこの後の品種改良などによっても変化することは明白です。
- 81 宮城県 であれば、「使用の可否」を決めてしまうのでは無く、あくまでも「例」として規約内の説明に留めた方が良いのではないのでしょうか？
景品表示法上の「高級品」と言える根拠を持ち出したとしても、規約上は「禁止」となるのは、 unnecessaryな制限を設けているようにも思えます。
- 82 宮城県 置の基準を部材の等級等で判断するのはおかしい。
特定用語、ひのさらさを使用したものだけが最高級品と表現できるのは絶対におかしい。置表だけの公正規約なら理解できる。いっそ置表だけの公正規約にしてしまったほうが簡単ではないか
公正競争規約ではなく ミシュラン式評価方法(星の数)のほうが置にはあっていると思う 検討し直したほうがよい
- 83 福岡県 説明会の資料を何回も読んでいたら商品説明書に粗悪品の置表であろうと「特選」とかいても違反にならない事が判りました。こんなでたらめな制度は絶対するべきではない。全く話にならない。偉い人達は何を考えてこんな制度を作ろうとしているのか？
- 84 岡山県 6. 特定用語
①熊本産「ひのみどり」品種を優遇しすぎているのでは？
- 85 岡山県 6. 特定用語
②「ひのさらさ」の年間供給量は総需要の極わずかにもかかわらず、末端の置店にすべて適用されるのでは、特定用語の趣旨に反するのではないか？
- 86 岡山県 6. 特定用語
→特定用語は現時点では見送るべきである。
- 87 宮城県 最高級ひのさらさは一級技能士しか扱えないのか 有資格者に変えるべき!
- 88 徳島県 業界低迷の現状において、上位ランクの表替えの使用に1級技能士等の条件をつけるのは次世代の発展の足かせとなるのでやめていただきたいと思います。「新規開業の妨げ」「資格取得まで高級品が扱えない」等
- 89 石川県 特定用語の件で店ごとに1級技能者が1名と伺いましたが1級技能者が最初から最後まで携わる事で初めて高級品以上の特定用語の価値があるのであり、名前貸し下請け等はお客に対して大変失礼な事であってはならないと思います。
- 90 宮城県 ② 一級技能士のみが優遇されるはなしがありました。公正の意味が怪しくなりますので、すべての技能士にすべきです。
- 91 今迄と同じ表示内容では消費者アンケートを無視したものになっていて、回答総数12068のうち約6%(698)しか回答のなかった技能・資格の有無はいらぬ項目ではないか!?
・我々の事をアピールする説明書になっているので置技能士の有無・管理責任者の有無それとJASの有無は必要ない項目だ。
・もっと、今年の春実施した消費者アンケート結果を重視して消費者の望む置に関する商品説明書が必要だと思う。

- 特定用語に関し、下記を追加するのはどうか。
- 92 福岡県 「特等品」・・・「ひのさやか」JAS特等
「特品」・・・JAS一等及びそれに準ずるもの
「上品」・・・JAS二等及びそれに準ずるもの
-
- 93 北海道 特定用語の「最高級品」、「高級品」の対象がひのみどりだけになっているが、それ以外の品種の規格も設けて欲しい。北海道の気候には在来や夕凧があっっていると思っており、ひのみどりのみ特定用語の対象となると、在来、夕凧の生産が減ることが懸念される。
-
- 94 熊本県 規約10: 特定用語の使用基準に関し、「ひのさらさ」「ひのさくら」のみがその資格を得、他の品種は除外するのか？他の品種でも品質的に匹敵するものはあると思うが。
-
- 95 熊本県 規約10: 特定用語の使用基準に関し、1等級以下の等級について(特定用語に登録するためには)一括検査が必要と聞いてもいる。過去の同等検査実績から考えると、個々の目線の違い、人員、時間的問題などから無理が生じるので、その部分はいらないのではないか。
-
- 96 岡山県 ② 7頁の8特定用語の使用基準
・現在、普及している品物のランクが、ひのさらさ・ひのさくらしかないのは理解できますが、その他の品種にも勝る品物もありますので、是非、協議会のいう使用の基準の審議基準を示してもらい各社別ブランドでも良いようにしてほしい。(すべてがひのみどり系というのは、おかしいし、温暖化のせいかもしれませんが、品質がかなり落ちていきますので・・・)
-
- 97 石川県 他県の畳表にも高級品以上の製品があります。1日も早く検査規格を用いて表記して欲しいです。お客さまは熊本県産しかないと勘違いします。
-
- 98 岡山県 6. 特定用語
③輸入表は公正中立の第三者機関でランク付けができない限り、輸入業者の自主的なランク付けでは信頼性が低く、品質の担保も不可能。
-
- 99 岡山県 6. 特定用語
④一級畳技能士の製作が条件だが、これのみで「畳」「畳施工」の品質は担保されない。再考すべきと考える。
-
- 100 宮城県 ① 中国表にも、素晴らしいものがありますので、その辺の表示方法が必要です
-
- 101 宮城県 ③ 新畳にもある程度ランクづけが必要!!
-
- 102 熊本県 規約11、12: 不当表示やおとり広告の禁止に関しては同感する。ただ、奨励を受けた賞の受賞者が、賞の受賞経験をアピールすることは問題ないかと思うがいかがか。
-
- 103 福岡県 (中国産アサリを、日本の海に1度放ち、再度獲ることにより国産表示できるように)中国産表を国内で畳に仕上げると国産の表示ができるようになれば、全国の畳屋が喜ぶのでは・・・
-
- 104 福岡県 不当販売をやめること(委託販売など)
-
- 105 香川県 自店の価格の自由な部分には制限がかからないものにしてほしいです
『漁夫の利』的な値下げに巻き込まれないようにお願いします 例えば『JAS2で』を基準にねさげのための相見積もりにより畳の価格が下がると共に畳製造業者の賃金が減るという事がすでに起きています。逆に最低価格についてのルールが必要かと思えます。大人数の畳店のみにも有利に働くようなことのないようお願い申し上げます。
-
- 106 岡山県 15. 出荷証明書のフォーマットについて
大口の輸入業者は、出荷証明書の作成を納品書の作成とリンクして電子化・自動化を進めると推測される。規約に定められた出荷証明書の記載項目を遵守する前提でフォーマットは作成者の裁量に任せてほしい。また、5年間の記録も電子化を可能にしてほしい。
-
- 107 富山県 中国表に関しても畳店や問屋から、輸入業者や問屋名を記入してほしいと言われました。それによってその地域において、その業者の表を使わないとか、ライバル畳店と同じ表は使いたくない等、表示することによって今迄起きなかった問題が起こったり、問屋を飛び越えて直接買う店も出るのではないかとされました。
又、公正表示でハム等肉の仕入れ商社が記入してあるのを見たことがありません。アメリカの豚肉等、三井物産等の商社の記入がないと思われます。輸入業者を書くというのはそれと同等ではないでしょうか。また畳店からお前のところを信用して買っているから販売業者を書くべきではないのか、それとも畳店がわかっているから良いのでお客様がすべてを知っていることがお客様の為に良いのか疑問です。
なにしろ書くことが多すぎて畳店、問屋の負担が多すぎる。何十年も続かないと思う。
-
- 108 鹿児島県 ④輸入業者がロット管理をしないで何を管理していると言うのか?
-
- 109 鹿児島県 ④零細な生産者ですら表示証を作るのに、何故輸入業者や販売業者ができないのか?

- 110 宮崎県 輸入表についてロット番号がないが最終的に生産者等がわかるのでしょうか。
- 111 輸入畳表について ロット番号なしで消費者トラブルが起きた時、トレーサビリティが可能でしょうか？ 寧波産か四川産かも表記して欲しい。
- 112 福岡県 国産・輸入畳表の出荷証明書の「畳表輸入業者名」について、輸入業者は「輸入コード」がある。不正防止のためこの「輸入コード」を記入させるのはどうか。
- 113 熊本県 公正競争規約が設定されると(生産、流通、販売及び消費者)双方にメリットがあると思う。出荷証明書の転記や帳簿の記録の義務化については、今まで実施しなかった業者のなかには苦痛を負う方もいると思うが、我々私設市場にとっては現在行っている規定表示事項を商品説明書に移し変えれば良いことであり問題はないと考える。
- 114 大阪府 (規約に関しては)産地・出荷・ルートの証明が、もっと簡単にできるようなシステムを作るだけで良いと思う。客が詳細を知りたい場合は、細かな規約やトレーサビリティ情報を見られる環境(ネット、資料送付等)を整備するだけで足りるのではないか。
- 115 山口県 各表示や証明書がアナログなため、ごまかしができることが心配である。QRコードやバーコード(、もしくはブラックライトに反応する押印)等により、不正防止や消費者が確認できるしくみにするべき。
- ③9頁11表示内容の適切な伝達
- ・畳表生産者からの流通は、理解できますが、出荷証明書と帳簿の管理は、あまりにも煩雑すぎて大変な作業になると思いますが、もっとシンプルにしてください。
 - このままでは、きっと同じ生産者の出荷証明書(同じロット番号)を1年中使用しても誰も気づかずといったことになると思いますが…。要するに、国産なのか輸入なのかということが重要なら、国産の生産者番号をロット番号にして、生産者の管理だけで良いではありませんか？つまりQRタグあるいはそれに匹敵するラベル等がついていれば、畳店まで行くのですから途中の管理は、要りませんよね！消費者の方は、途中の流通が知りたいのではなく、どこの誰に作られたかが安心感につながるのだと思いますが…。
 - ・JA八代あるいは私設市場とかは、立場上は、産地問屋に入るのでしょうか？JA八代は直販をしている関係上、そうですね。
 - ・本支店での場合、現物の仕入販売等と決済の場所が違う場合の管理はひとつにするのは厳しいですが、どうお考えでしょうか？
- ②表示方法の曖昧さ
- 初回の説明会から今回の資料を見ても、畳表のトレーサビリティはあまりにも杜撰であると言えます。本来ならば、畳表1枚1枚に付け替えが不可能な識別符などを付けるべきで意識的な付け替えを行わない限り、現物と表示が変わってしまうことがないようにするべきです。
- 例えば、現在のJAS畳表の表示は、意識的に貼り替えを行わない限り表示する畳表の品質は保証されます。間違いで表示が変わることは無いのです。ところが、現行の管理方法では、ロット番号があって流通上の(帳簿上)辿ることが出来たとしても、前述の「意識的な書き換え」や「意識的な別のコピー」ではなく、「間違いの入れ替わり」を防ぐことが出来ないのです。
- 仮に、A表200枚、B表150枚を在庫して、工場に生産させます。事務所では、その指示を元に商品説明書に「A表18枚使用」と書きます。ところが、工場の間違ってB表を使用してしまった場合に、この入れ替わりは「不注意」として扱うのでしょうか？
- さらに、毎日の在庫チェックは現実的では無く、僅かながらも歩留まりが発生するとすれば、A表の現場が14枚、12枚、6枚、18枚、20枚 B表の現場が12枚、16枚、18枚…となっていく、「どこかで間違った」と気がついたとしても、もう既にどの時点の工事かは特定できなくなるのです。
- これは、提案されているトレーサビリティに、根本的な問題があると考えます。
- この方法をあらためないのならば、この方法での長所と短所を明確に説明しておくべきだと考えます。
- 例・・・長所、扱い数が少なくなり管理・経費的に楽
 ……短所、不正どころか、間違いを含めて完全な品質保証が出来ない
- 117 宮城県 トレイサビリティは畳店までの帳簿管理で良い 表示に畳表・畳床の証紙添付は必要ない 畳店が責任をもって表示すればよい
表示事項 畳表素材 いぐさ
- 118 石川県 畳表(長物)で1枚多く取れた場合、仕入記録と販売記録の数が合わない…。
- 119 福岡県 仕入先や仕入先の納品書、仕様書を信用出来ないから、出荷証明書が必要になったということと思うが、仕入先が信用出来ない人が出荷証明書を信用出来るのはおかしな話である。
信用出来る仕入れ先とプロである畳屋が自分の目を信じて本物の畳づくりをすれば、それが一番の信用で100%証明できると思う。

公正競争規約の手続きを複雑にすれば経費も掛かり、実施は無理です。
まず初歩的にかんたんな方法で実施し、1～2年間経過を見て不都合な所は修正、又は追加すること。

畳類の場合(手順⇒経過)

- 121 岡山県 ① 生産者= 品質証明書発行
② 卸売・仲介業者= 品質証明書に準じて出荷証明書発行
③ 畳業者= 出荷証明書もとに証明・対応
※かかる費用は各段階で資料まとめて作成し各々にチェック方式にして記名捺印の事
以上の方策ならば費用もかからず自己負担で有効に実施できまいか?

- 122 岡山県 13. 協議会に未加入のものが流通の途中に介在する場合の対応
その場合に末端の畳店は公正競争マークをつけて販売はできないのか?

- 123 熊本県 トレーサビリティについて、畳店から消費者への商品説明書は無意味ではないか。生産者及び流通問屋の出荷証明書で品質・規格・出荷日・工事名(?)等を消費者へ表示するのが適正と思われるがお答え下さい。

- 124 石川県 規約がスタートする前に仕入れた床、表(在庫分)はどうなるのか?

- 125 岡山県 14. 協議会がスタートしても、それ以前のいぐさ原草や畳表、床資材の流通在庫はかなりの量があると思われる。それらの対応はどう考えればよいのか?

現場を知っている人が規約作成をしているのか
まったく話にならない

- 126 ※60枚出荷単位の畳表がすべておなじ色であると勘違いしていないか
※上記畳表の検品整理時においてロッドが入り乱れる可能性がある事を知っているのか
※より良い出荷をしようとすればするほど商品のロッドはバラバラになる。何もしないでロッドで商品を動かすのであればこれほど簡単なことはない。それが公正であるというなら悪法である。
※産地サイドでのいい加減な検品体制・尺度を考えると現行規約を導入する要因が整っていないので中止するのが望ましい。公正競争規約ではなく、まずは業界規約を検討し、確立させてからと導入を考えるべきである。

- 127 石川県 畳表に日付が入ると古物になったものが使いづらい(イメージダウン)なので小口の仕入れになる→処分品が増えると思う。小口の仕入れになると生産者も問屋も苦しくなり畳表の価格も上昇するのではないか?

- 128 兵庫県 公正取引協議会の事業活動について、規約第16条(3)～(5)等で規約の遵守や違反に関する調査等があるが、誰が実施するのかが記載されていない。例えば、“理事会の中から1名と専門部会(調査担当:各都道府県に最低2名が必要と考えます)の3名が立ち入り調査する”というように具体的に示して欲しい。

公正マークをすることで、悪徳業者、偽装業者を見つけ処罰できるようになるのであれば、見つけ出す方法、情報・噂を受け取る機関をしっかりと頂きたい。

- 129 岡山県 受け取る方は、確固たる証拠がなくても怪しいくらいでも、軽く広く情報を集めてほしい。
そして、審査は、細かく徹底的にして。
勘違いや、やり方の指導をきちんとする。
あくどい場合は、処罰、罰金など、そして一定期間の監視、報告をすること。
調査した場合は、審議の有無を問わず、すべて内容を公表すること。
このあたりがあいまいだと、逃げ道がいくらでもできてしまいます。

また公正マークを一般に広める場合、いかにも、不正をなくすため、安心して畳を購入する為でなく、畳を普及させるような感じでしていただきたい。

- 130 岡山県 オリンピックの選手村に畳が使われる予定であり、畳は日本の独自文化として注目されている。この度、世界に畳を発信する為に、公正マークを作りました・・・みたいな感じの、何か良いイメージにしていきたい。
畳業界の関係者が、義務ではなく、わくわくする夢のある未来のための規約にしてほしいです。

② とにかく、できるだけ簡素化し負担にならないようにしてもらいたい。不利益にならないよう努めてほしい。

- 131 宮城県 ③ 想定されるデメリットに対する対応(予防)策を考慮してほしい。現在の品質管理のシールにしても達成感がまいちなのに、公正マークになって100%の達成になるだろうか?
先日の説明会において全日畳のシールが2種類(公正マークの有無)検討中との話だが、新しくなった場合、今迄のものは返品可能なのか? またその際、代金を返金してもらえるのだろうか?
④ 今までは毎年割当てで、無理やり買われ在庫が増えていくばかりでした。もし、新しく導入する際は各店舗に希望枚数を配布し、足りなければ追加、残れば翌年は少なめに注文、という形式にしてもらいたい。

- 132 兵庫県 不当表示等(により規約違反)をした業者に関し、(規約第19条1項の)警告から(2項、3項の)処分までの期間に関して提示がないが、設定したほうがよい。

- 133 石川県 消費者アンケートでは直接畳店に依頼が8割くらいになっているが本当はもっと少ないと思う。直接畳店に依頼してきた人にアンケートを書いてもらいやすかっただけだと思うのでアンケートはあまり信用できない。
-
- 134 消費者アンケート結果が表示内容に反映していないと感じた。
 ・消費者の希望は、いぐさの産地・薬剤の有無・製品のランク・製造業者を表示してほしいという結果が出ている。
 ・使用した材料が一番知りたいというアンケート結果を重視して畳表・畳床の内容を詳しく表示して消費者の満足する商品説明書を渡すようにしたいものだ
-
- 135 福岡県 公正取引協議会の運営(及び会費の負担)に関し、輸入業者は、「輸入のみ」、「輸入と流通」、「輸入から販売」の3形態があると思うので、それぞれどこにあてはまるか最初にきめておいたほうが良い。
-
- 136 福岡県 協議会年会費については、必要な費用と理解しており、早急に大まかな金額を示して欲しい。
-
- 137 熊本県 公正取引協議会の参加費用及び年会費等について詳しくお答えください。(事業者団体及び事業者)
-
- 138 熊本県 公正取引協議会運営について収支(案)計画を詳しくお答え下さい。
-
- ④10頁畳類校正取引協議会(案)について
 139 岡山県 ・説明会では、運営費用を1000万円位に考えておられるということでしたが、会員が仮に違反の疑いがある場合に調査に行くと思いますので、少ないスタッフになるとはいえ、協議会の方が動くということになるともっと費用がかかりそうですが…。
-
- 140 岡山県 公正取引協議会の運営について、年会費は均等に負担となっているが畳床・畳表は寸法に関係なく、使う枚数ごとにそれぞれが会費を払うのか、それとも枚数に関係なく一律にするのでしょうか?
-
- 141 岡山県 12. 運営資金や協議会参加の場合の会費負担に関して
 もっと踏み込んだ内容を開示してほしい。重要事項であり、検討中では不十分では?
-
- 142 消費者の方々に分かり易く安心して畳をお使いいただけるよう公正競争規約には賛成ですができるだけ経費を含め小コストで出来るようお願いします。
-
- 143 規約の大義には賛同できるが、規約運営の為のコストアップは認めない。最終的な金銭的な負担は、畳店、もしくは消費者になるのではないか。
-
- ⑤公正マークをアピールとして使うのならば
 144 宮城県 ルールとして運用するのと、アピールとして運用するのとでは立ち位置が違います。
 この点は、明確にした方が良いと思います。
-
- 145 宮城県 全日畳の今野理事が言っていた全日証紙に公正会員マークをいれ組合員に1円追加で販売する予定との話と、佐々木氏の全日畳に入っていないくとも加入できるというのは矛盾してないか?
-
- 146 徳島県 3、「規約に不参加の畳店がこの規約に違反する商売を行った場合」景品表示法によりペナルティーが課せられるという認識でよろしいでしょうか?
 またその場合どういった機関からどのようなペナルティーが課せられるのでしょうか?
-
- 147 福岡県 今後の流れについて、規約成立及び協議会発足までのスケジュールの業界新聞、問屋、畳店、生産者への周知を徹底して欲しい。(本年の6月に規約が発動するという情報を聞いたため、今回急遽参加したが、実際は会場に来て初めて来年6月を目標に協議会発足予定という説明を受けた。)
-
- 148 岡山県 今更かもしれませんが公正競争規約のより有効な実施をする為、また畳の定義という基本の共通認識を持つために、原案の段階での第三者による有識者の参加(大手ハウスメーカー)や説明会のハウスメーカーの参加は必要だと思います。
-
- 149 香川県 不当表示禁止については賛同致します。
 この規約が畳業界にとりまして事業を継承していきやすいものになることを切に願っています。
 寺本さんの意見は賛同点が多かったです
 こういった説明会は全畳振さんのホームページのみではなく材料商さんからのPCが使えない方にも周知する必要があると感じました。ある程度の情報難民もご意識いただきたいです。この会に限らず情報流通の弱さもこの業界の弱体化を進めてしまいます。
-
- 150 福岡県 九州の畳屋のみを廻っている福岡の問屋だが、ほとんどの問屋は「聞いたことはあるけど、あんまり関心無いね」という声がほとんど。10人に1人位は「決まったら加入するかどうか検討するよ」という程度で、ほとんどの人が出来れば「そんなわずらわしいことはしてほしくない」という感じを受けている。正直言って、私も一人(妻と)で仕事をしていますので出来ればしてほしくない。

10. 畳類公正取引協議会 お客様相談窓口 03-XXXX-XXXX

- 151 岡山県 畳店が対応・処理すべき質問やトラブルまでを相談窓口で電話してくる可能性が大きい。相談窓口で電話すべきことは、工事してくれた畳店に言えない苦情、つまり、畳店の対応の不満等であるはず。
→混乱を避けるために相談窓口の電話No.を記載せず、協議会のホームページを立ち上げ、ホームページのアドレスを商品説明書に記載したほうがよいのでは。そして、ホームページ上に相談窓口を具体的に記載して相談を受けられるようにしてはどうか。
- 152 北海道 北海道は(全日畳)組合員が少なく、老舗畳店でも組合を脱退する方がいる。公正取引協議会についても、参加者がどれほど集まるか心配である。参加のメリット、デメリットをはっきり伝えるようにしたほうが良い。
- 153 山口県 協議会加入のメリット、デメリットを明確に示して欲しい。また、加入しないと営業に支障をきたすぐらいのしきみにしないと、参加者が増えないのでは。
- 154 福岡県 本本当に畳業界に対してどこが良いことなのかがわかりにくい。
国産でも高いたけの品、中国でも安くて良い品、いろいろあり畳屋のカラーを消すことにもなる。
問屋のコストもupすると畳店がコストupをみとめるのか?
一般の方にご意見をもとめてはいかがでしょうか?
個人的には書類作成がめんどくさいと思います。
時間的なコストをぜひ認めてもらいたいです。
- 155 島根県 ・全国の畳店のほとんどが加盟しないと消費者的にも、個々の畳店も効果が出ないことだと思います。
・〇〇県畳組合は年間15000円の組合費で運営しています。役員は奉仕的精神で組合運営をしているつもりですが、今年もお金のことと思いますが3店ばかり脱退がありました。その中には支部に残っている方もいる。一千万ぐらいの売り上げの店だと思います。こんな零細な店もあるので少しでも安価な加盟費を期待しています。
・公正協議会の運営を全日畳の事務所を使われることに大きな不安を感じています。
・〇〇県畳組合のメンバーは任意で全日畳に加盟している店が多くありました。しかしお世話をしていただいていた〇〇県畳事業協同組合より、〇月〇日までに事業協同組合に加入してください。加入されない方は全日畳から脱退とします。と連絡があり、私たちは脱退とされたと思います。このことは全日畳本体の考えであったと思います。数年前私も前組合長が、〇〇県畳組合のメンバーの希望者が全日畳に復帰できないか相談したところ、駄目であったと報告をうけています。(私は加入する気はありません)
出来れば全国畳材料卸商組合連合会の事務所でお世話していただきたいと思っています。
以上前向きにご配慮され、無理のない組織ができることを祈っています。
- 156 福岡県 この規約は業界の自主ルールにもとづくものなので、各地の意見を整理、反映させ、まずは発動させることが大事と思う。
- 157 福岡県 業界自主ルールにより出来る規約なので、成立後も必要に応じて規約の内容を変更するという臨機応変さが大切と思う。
- 158 宮城県 私どもは国が認める技能の資格や日本規格協会が指導する品質管理講習会などの資質を高め消費者へより良いものをお届けするために努力を重ねてきた。正直者がバカを見ないような中身にしてほしい。消費者目線の畳類公正規約の実現を望む。今日までなかったことが不思議なくらいで如何に畳業界が時代にのりおけているか改めて悔やまれる。消費者の信頼を取り戻すためにも早期の実現が望まれる。
- 159 福岡県 説明を聞く限りまだまだ修正すべき点多いと思われる畳業界の方々の意見をもう少し聞いて業界の為になるような規約を考えてほしい 今のままでは全く必要性を感じない!
- 160 福岡県 規約実施に伴う作業が複雑すぎるみたいだが、消費者に納得してもらうためのものなら仕方がない。取りあえず、スタートして不具合があれば修正していけば良いと思う。
- 161 福岡県 基本的には、中々難しい点が多いため、反対ではある。
実際、実施されることになった場合は、皆が的確に簡素化して進められる様にして欲しい。
- 162 香川県 国産が善、中国が悪という様なイメージを植え付けないようなものである様願います。それ自体が誤解になると公正といってもそれ自体が怪しくなると思います。
- 163 福岡県 規約に関しては、中国産畳表を国産畳表と偽装表示させないためにも、天然素材を用いた日本の文化を維持するためにも必要と思う。
- 164 熊本県 規約について、非加入者や悪質業者が規約を逆手にとって利用することがないように注意して欲しい。また、行政等の指示により、数字的規約が多くなることを危惧する。(JAS表の4×7、目方など、長草使用の目的での規格変更とは思えるが、耳毛の長さより縁際重視(したほうが良い?))

-
- 165 大阪府 (規約を)形や客と接する部分のみ整えるだけでは、規約自体を大手業者にいいように利用され、(個人経営の)畳店の経営のプラスにはならないのでは。(個人経営の)畳店のためには、経営者としての意識を身につけさせるほうが、規約の作成より重要であると思う。
-
- 166 福岡県 畳は受注産業なので畳屋が全責任で製造して納めるべきで、販売者が別な場合はその2者で全責任をもって納めるべきである。畳屋はその専門のプロであるから、資材はすべて良し悪しが判るはず。出荷証明書とかおかしい制度。必要ない。であるから、畳の表示に関する制度は全日畳のみですべき。
-
- 167 宮城県 本当に組織を作るのでしょうか
そんな無駄なお金を使うなら現存の証紙制度の充実をはかるべきだと思う
まったく理解できない
-
- 168 鹿児島県 6/17の説明会(熊本)では前年の説明とは規約の趣旨が大きく後退しており、がっかりの前にあきれてしまった。輸入業者や販売業者の姿勢に「ザル」規約と感じました。役所も趣旨をもっと精査し、消費者保護の理念を保ってほしい。何ら「コストアップ」にならない表示証(案)と意見を添付します。
-
- 169 福岡県 現在検討されている公正競争規約制度は、企業秘密が守れないので反対である。
-
- 170 福岡県 (制度が)あまりに複雑であるが故、ついていけない畳材料商さんや畳屋さんが多いのではないかと。
-
- 171 福岡県 品質の最低ガイドラインに全く歯止めが掛かってない制度であるにも関わらず、公正マークをつけようとしているので、この制度はかえって危険。畳業界は品質管理が全くゼロの業界なのに、何故こんなことを思いつくのか不思議でならない。
-
- 172 福岡県 工業製品とか、化学製品又は農産物であっても、トマト、いちご、ナスビ、アスパラガス、果物、米、麦等すべて市場に出荷される前にチェックされて品質が一定レベル以下は出荷されない仕組みになっている。ところが、い草で出来ている畳表は無差別に粗悪品が出荷される業界。そのような業界において、現在検討されている規約でスタートすれば畳業界の信用は逆に悪くなるのではないかと。机上の空論の様な気がしてならない。
-
- 173 岡山県 畳は、材料、形、製造方法など多種多様で、畳業界(メーカー、流通、畳店)と、消費者や工務店などとのギャップを埋めることはかなり困難なことだと思います。差別、区別することで、損得が必ず生れます。
慎重にご検討お願いします
-
- 174 現在進行中の規約作成の責任名を明らかにせよ。規約作成の責任を誰がどのようにとるかを明確にしなければ、無責任な規約が出来てしまう。
同様に協議会が出来上がった時の責任の所在も明確にしておくべきだ。
-
- 175 宮城県 トレーサビリティが悪いとは思わないが同地区において同商品で価格競争が起きる可能性がある。すべての情報を開示することが本当に良いことなのか疑問に思う。
また表示に関して業界がおこないたいことと、消費者の求めることとはずれがある。アンケートをもっと注視せよ。
-